

《 補 足 説 明 書 》

徳島県警察本部警務部拠点整備課

委託業務名 R 2 警営 小松島警察署警察官待機宿舎小松島市 小・小松島
解体工事付近建物事前調査業務

担当職氏名 主任 近藤 哲也

別途発注委託 無

本業務は重点調査制度の対象外業務である。

1 質 疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、令和2年11月30日（月）の正午までに、拠点整備課へ提出すること。

質疑書は、書面によることとし、様式は任意とする。書面は持参、郵送（上記期日・時間に係員の手元に必着）、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ、電子メールについては、送信後に電話により受信について確認すること）により提出するものとする。

なお、入札予定額等に影響する重大な質疑については、当課から指名業者全員に回答する。

提出先 住 所 〒 7 7 0 - 8 5 1 0
徳島市万代町2丁目5番地1
徳島県警察本部警務部拠点整備課営繕係
電 話 0 8 8 - 6 2 2 - 3 1 0 1
ファクシミリ 0 8 8 - 6 2 2 - 9 4 8 7
電子メール eizen3@police.pref.tokushima.jp

2 注 意 事 項

委託契約書には、契約の相手方が課税事業者の場合においては業務委託料に併せて当該取引に係る消費税額を明示するので、落札決定後、落札者は課税事業者であるか又は免税事業者である旨について、ただちに届出ること。

3 そ の 他

調査箇所は、調査対象施設の管理者等の意向により減少する場合がある。
調査箇所に関する確認・協議は本委託業務に含むものとする。